

【R4.6.23更新(期間延長:~7/14)】

「第2弾 ふるさとで“心呼吸”の旅 キャンペーン」宿泊施設現地割引 (~7/14宿泊分)にかかる取扱 マニュアル



長崎県／(一社)長崎県観光連盟

■目次

1. はじめに	1
2. キャンペーンの内容について	2
3. 現地割引の適用について	5
4. 地域限定クーポンの配付について	10
5. 請求手続きについて	11
6. 利用実績・予約状況の報告について	13
7. よくある質問	14
8. 様式集	21
9. 事務局連絡先	21

■別添資料

1. 様式第1号 請求書
2. 様式第2号 利用実績報告書
3. 様式第3号 各種変更届及び利用施設解除届
4. 様式集（記入例）
5. 様式2 宿泊料金割引申請書
6. お客様向けQ & A

1. はじめに

本キャンペーンは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により旅行需要が落ち込む中、県民限定の宿泊割引や旅行期間中に使用可能なクーポン配布等を行なうことにより、多くの県民の旅行需要を創出するとともに、県内の観光資源の魅力再発見などにつなげていくことを目的に実施するものです。

本キャンペーンにおける「現地割引」の取扱については、本書、並びに別添資料を確認のうえ、間違いのないようお願いします。

なお、本マニュアルに掲載のない事項については、必ず、事務局までお問合せをお願いします。事務局への相談・問合せがなく、自己判断で助成対象とされた場合において、事務局で精査した結果、助成対象外となった場合は、施設の負担となりますので、ご注意ください。

また、不正請求については、厳正に対応いたします。万が一、不正が判明した場合は、当該施設の登録を抹消するとともに、適正な請求分も含め、本キャンペーンの助成対象外といたしますので、本キャンペーンの趣旨、ルールを理解、遵守のうえ、ご参加いただきますようお願いいたします。

2. キャンペーン(宿泊施設直接割引分(現地割引))の内容について

(1) 実施名

第2弾ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン(九州割)

(2) 実施方法

①宿泊施設で宿泊代金を「現地払い」する利用に対して、支払いの際に直接割引(以下、現地割引)

※「現地払い」は、旅行会社で予約・決済が完了したもの、OTA等で事前に決済が完了したものは含みません。

②現地割引利用者に対する地域限定クーポンの付与

※今回、OTA割引(OTA予約サイトで県民割クーポン等を適用した宿泊割引)は、実施しません。

(3) 助成対象者

①長崎県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県民(在住者含む)

※沖縄県民(在住者含む)は、当面の間対象外

※ワクチン検査パッケージが適用され、チェックイン時に新型コロナワクチン接種証明又はPCR検査陰性証明等の提示・確認が必要。

※ワクチン接種証明は、5月9日以降のキャンペーン利用において、全対象県民、3回接種が完了しているものが有効。(3回目の接種完了日から有効)

※PCR検査陰性証明等は、有効期限内にチェックイン日が含まれているもののみ有効。

※12歳未満については、親等の監護者が同伴する場合、監護者がワクチン接種証明(3回)又は陰性証明の提示ができれば、ワクチン接種証明等の提示不要。ただし、監護者の同伴がない場合、監護者がワクチン接種証明等を提示できない場合については、本人のワクチン接種証明又は陰性証明の提示が必要。

※単身赴任等で住民票を異動させていない方については、公共料金の領収書(3ヶ月以内に発行されたもの)等により、対象県内に居住している事実が証明できる場合のみ、対象。

(4) 助成額

①1泊あたり宿泊代金(税込)の50%(上限5,000円、下限2,000円)

- 助成額の計算基礎となる宿泊代金は税込(入湯税含む)とします。
- 50%割引支援の場合は、円未満切捨てとし、差額は利用者負担とします。

②1泊あたり地域限定クーポン2,000円

- 地域限定クーポンの不正取得を防止するため、割引対象となる宿泊代金の基礎額は4,000円(税込)以上とします。

■注意事項

- 期間中に、Go Toトラベル事業が再開した場合は、Go Toトラベル事業との併用はできません。
- 第1弾キャンペーンは令和3年12月末で終了、精算処理は完了しておりますので、誤って適用した場合、助成できません。お気をつけください。
- 各市町の助成制度、企業の福利厚生制度等との併用は可能です。
※併用時のルールについては、3(4)～(6)を確認ください。

- 宿泊代金には、室料だけではなく、食事やサービス等を付けた4,000円(税込)以上の宿泊プランを含みます。宿泊代金が4,000円未満の場合は、食事等を付けた宿泊プランなど、既存プランをグレードアップして4,000円(税込)以上の宿泊プランを新たに造成することをお勧めします。
- **キャンペーン利用予定者の延べ人泊の管理について、間違いないように把握をお願いします。特に、宿HP、OTAで販売している場合は、【心呼吸の旅適用プラン】等、キャンペーン利用を把握できるプランを造成するなど、工夫して管理をお願いします。**
- 宿泊プランとは、あらかじめ食事やアクティビティ等のサービスを組み込んだ定額商品と定義します。**予約時に申し込んだものであっても、定額商品に組み込まれていないオプション(料理、アトラクション)、**宿泊施設チェックイン後、滞在時に追加注文した商品・サービス(例：滞在中のレストラン飲食、ルームサービス、冷蔵庫飲料、売店での買い物等)を精算時に合算して4,000円(税込)以上となっても、助成対象外です。プラン造成の際は、ご注意ください。
- 請求時に宿泊プラン内容がわかるチラシ、HP写し等の添付が必要です。
- 助成対象者の対象県別の利用者数・割引金額を集計するため、請求書様式第1号、第2号を変更しています。日々、集計を行っていただき、スムーズに請求、報告ができるようお願いします。

◆現地割引の適用例

- 【例1】 1泊2食付き15,000円(税込)の宿泊プランを1名で利用した場合
⇒助成額5,000円/宿泊者負担10,000円
⇒地域限定クーポン2,000円
- 【例2】 1室1泊朝食付き8,750円(税抜)の宿泊プランを1名で利用した場合
⇒助成額4,812円/宿泊者負担4,813円
※税込9,625円(8,750円×1.1)×50%=4,812.5円→切捨て4,812円
⇒地域限定クーポン2,000円
- 【例3】 1室1泊朝食付き15,000円(税込)の宿泊プランを2泊2名で利用した場合
⇒助成額(1人)7,500円/宿泊者負担(1人)7,500円
※1名分の宿泊代金7,500円×50%=3,750円×2泊=7,500円
※グループの助成額合計7,500円×2名=15,000円
⇒地域限定クーポン2,000円×2泊(1人)※グループへの配付合計8,000円
- 【例4】 1泊朝食付き3,850円(税込)の宿泊プランを1名で利用した場合
⇒助成額0円(4,000円(税込)未満の宿泊プランのため助成対象外)
⇒地域限定クーポンの付与なし
- 【例5】 1室1泊7,500円(税込)の宿泊プランを2名で利用した場合
⇒助成額0円(1名1泊3,750円(税込)となり、4,000円(税込)未満の宿泊プランのため助成対象外)
⇒地域限定クーポンの付与なし
- 【例6】 1泊3,800円(税込)を2名で利用し、室内冷蔵庫の飲み物を利用料金と合算して、4,000円を超えたら、キャンペーンを適用するプラン
⇒助成額0円(宿泊代金4,000円(税込)未満のため助成対象外)
⇒地域限定クーポンの付与なし
- 【例7】 1泊朝食付き3,800円(税込)を2名で利用し、一人が館内併設施設のマッサージ30分3,000円(税込)を利用した場合
⇒助成額0円(1人4,000円(税込)未満、チェックイン後の館内利用は対象外)
⇒地域限定クーポンの付与なし

(5) 対象期間

①現地割引(長崎県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県民)

予約期間: 令和4年4月28日(木) 10時~令和4年7月14日(木)

※7月宿泊分の予約開始は、6月21日(火) 10時からとします。

利用期間: 令和4年5月 9日(月)~令和4年7月14日(木) 宿泊分まで

※ゴールデンウィーク期間: 4月29日~5月8日は助成対象外となります。

誤って適用した場合は、施設の負担となりますので、ご注意ください。

- 各県の感染状況によっては、7月1日(金)前に、拡大範囲の変更等取扱いが変更となる場合があります。
- 新型コロナウイルス感染症に係る情勢によっては、既に予約された宿泊等も含めて、本キャンペーンを中断または中止する場合があります。
 - ・国の規定では、国の指標におけるレベル3及びまん延防止等重点措置の適用、緊急事態宣言の発出で停止となっていますが、感染状況によっては早期に停止する場合があります。

＜（参考）本県における今後の対応（案）＞

- ・レベル2-Ⅱ：新規予約停止
- ・レベル3又はまん延防止等重点措置適用：既存予約の割引適用停止
- 期間中であっても、助成利用額が予算額に達した場合は、本キャンペーンを終了することがあります。
- 期間延長日（5/9）を含む連泊の場合、**開始日前の宿泊には適用できません。**

②地域限定クーポン：令和4年5月9日（月）～令和4年7月14日（木）宿泊分まで

- **最終日（7/14）を含む宿泊の場合は、7/15（金）が利用期限となります。**

（6）対象施設

登録した長崎県内宿泊施設（旅館、ホテル、民宿、体験民泊事業者等）

- 利用可能施設として登録された施設のみが利用対象となります。
- 登録された宿泊施設は、「ながさき旅ネット」内の専用サイトに掲載しますので、必ずご確認ください。

※第2弾ながさき“心呼吸”の旅キャンペーン宿泊事業者向け申請関係ページ
<https://www.nagasaki-tabinet.com/houjin/report/furusato-shinkokyu-cpn>

（7）その他

- 当面の間、各施設の助成枠上限は設定しませんが、予算の状況を見ながら助成枠上限を設定する場合があります。
- 予算執行状況の確認のため、期間中、**定期的に利用実績（延べ利用者数・助成額）及び宿泊予約数についての経過報告**が必要です。**報告がない場合は、助成対象としません。報告期限に遅れないよう、取りまとめ作業は早めに着手してください。**
- 現地割引適用期間中、施設予約上限（期間中、満室により予約できない等）に達した場合は、ながさき旅ネットに「完売」の表示をしますので、事務局へご連絡ください。
- キャンペーンを中止した場合のキャンセル料は、下記①、②いずれかの方法により対応する予定です。
 - ①キャンセル料を支払ったキャンペーン利用者に対して補填
 - ②宿泊予定者が宿泊施設にキャンセル料の請求・受領に関する委任状を提出し、委任を受けた宿泊施設から事務局に請求※委任の場合、予約の事実及び宿泊料金の確認のため、委任状の提出が必要
- 県、市町区域等、地域を限定して本キャンペーンを中止する場合など、お客様へ緊急連絡が必要になる場合等に備え、宿泊予約の受付時に**お客様の連絡先、お住まいの市町を必ず確認し、把握**いただくようお願いいたします。（お客様への連絡は、各施設からお願いいたします。）

3. 現地割引の適用について

（1）割引対象

各施設の既存の予約方法（電話直接、自社HPでの直接予約、OTA予約サイトなど）で、対象県民のお客様が申請書を提出し、宿泊料金を**宿泊施設（現地）で支払う場合、割引の対象**となります。

- 自社HP及びOTA予約サイトや旅行会社等で**事前決済により予約した場合は、割**

引の対象外です。

- **WEB予約については、対象県民限定割引キャンペーン対象商品であることを明示**してください。
- キャンペーン開始当初、3泊の考え方について、想定外の利用など様々な異なる取扱いがみられたため、キャンペーンの趣旨を鑑み、**同一施設における長期滞在の利用について、連泊であるか否かを問わず、下記のとおり制限を設けます。**

同一施設におけるキャンペーン利用泊数：ひとり毎月3泊まで

(2) 利用の流れ

- ①お客様（対象県民）が直接、宿泊施設へ予約を行います。（電話、WEB）
※電話予約する際、お客様がキャンペーンを利用する旨を申し出ることとなりますが、申し出がない場合は、宿泊施設において、キャンペーン利用の有無について確認するなど、多くの対象県民に活用いただけるようご協力をお願いします。
- ②お客様は、チェックイン時に宿泊する宿泊施設へ、「宿泊料金割引申請書（様式2）」を提出します。
- ③宿泊施設は、提出された宿泊料金申請書の内容について、記載内容に漏れ、不備がないかを確認するとともに、下記を確認してください
 - ・代表者及び同伴者が対象県民であることを公的証明書により確認。
 - ・**新型コロナワクチン接種証明（3回目接種完了ものが有効）又はPCR検査陰性証明等（有効期限にチェックイン日が含まれるもののみ有効）を確認。**
 - ※**5／9以降のキャンペーン利用は、全対象県民、3回接種完了が条件。**
長崎県民であっても、予約日にかかわらず、上記利用条件となるため、2回のワクチン証明では割引対象外。
 - ・12歳未満については、親等の監護者が同伴する場合、監護者がワクチン接種証明（3回）又は陰性証明の提示ができれば、ワクチン接種証明等の提示不要。ただし、監護者の同伴がない場合、監護者がワクチン接種証明等を提示できない場合については、本人のワクチン接種証明又は陰性証明の提示が必要。
- ④キャンペーン利用のお客様へ、地域限定クーポンをチェックイン時に配付してください。
 - 1泊あたり、2,000円、キャンペーンを適用した宿泊数を上限に付与します。
 - 宿泊施設において、使用期限（チェックアウト日）を記入してください
 - 地域限定クーポンは、キャンペーンの助成対象外の方、キャンペーンを利用しない方には付与できません。
 - 旅行会社を通じてキャンペーンを利用し宿泊するお客様については、旅行会社で地域限定クーポンを付与しますので、宿泊施設で付与する必要はありません。
- ⑤宿泊料金精算時に、割引後の料金を請求し、お客様にお支払いいただきます。
- ⑥宿泊料金の割引額について、宿泊施設はキャンペーン事務局に請求してください。

◆宿泊料金割引申請書

- 「ながさき旅ネット」に掲載するものをご持参いただくか、宿泊施設で配布をお願いします。
- 申請書には、本人確認書類・ワクチン接種証明等の写しを添付する必要はありませんが、**対象県民であること、ワクチン接種済（3回）又は陰性であることをチェックイン時に証明書類等で確認を行う必要があります**

- **本人確認のための公的証明書及び新型コロナワクチン接種証明(3回)又はPCR検査陰性証明を持参していない場合、割引対象となりません。**
- 同じ宿泊グループに**対象県民以外**が含まれる場合は、**対象県民のみをキャンペーンの助成対象**とします。**対象県民以外にはキャンペーンの助成を適用しないでください。**
- 12歳未満については、親等の監護者が同伴する場合、監護者がワクチン接種証明(3回)又は陰性証明の提示ができれば、ワクチン接種証明等の提示不要。ただし、監護者の同伴がない場合、監護者がワクチン接種証明等を提示できない場合は、本人のワクチン接種証明又は陰性証明の提示が必要。

◆公的証明書による本人確認及びワクチン検査パッケージの確認

以下の2点を確認し、「宿泊料金割引申請書」の**事業者チェック欄に、確認者名とチェック**を入れてください。

【本人確認】

- 宿泊者から提示された公的証明書(住所記載があるもの)をもって、**キャンペーンの助成を受けようとする方全員が対象県民であるかの確認**を行う。
- 公的証明書(住所記載があるもの)とは、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、島民カード等、公的機関が発行したもので住所の確認ができるものを指します。住民票、公共料金の領収書等は、3か月以内に発行されたものに限りません。

【新型コロナワクチン接種証明(3回)又はPCR検査陰性証明等の確認】

- 以下の①、②のいずれかで確認してください。
 - ①ワクチン接種証明(3回)による確認
 - ・予防接種済証等で3回接種完了していることを確認(接種日から有効)
 - ※画像や写し、電子的なワクチン接種証明での確認も可
 - ※**5/9以降のキャンペーン利用は、全対象県民、3回接種完了が条件**
 - ②検査結果による確認
 - ・PCR検査等が推奨されていますが、抗原定性検査結果でも可
 - ・検査結果の有効期限にチェックイン日が含まれているか確認
 - ※PCR検査3日以内、抗原定性検査1日以内

・市販のセルフ検査キット、簡易検査キットによる検査は不可

※12歳未満について

親等の監護者が同伴する場合、監護者がワクチン接種証明(3回)又は陰性証明の提示ができれば、ワクチン接種証明等の提示不要。

ただし、監護者の同伴がない場合、監護者がワクチン接種証明等を提示できない場合については、本人のワクチン接種証明又は陰性証明の提示が必要。

※12歳以上は学生であっても、ワクチン接種証明(3回)又は陰性証明が必要

◆その他

- 宿泊料金割引申請書の原本は、キャンペーン事務局への精算に必要な書類になりますので、保管して下さい。個人情報の取扱いには十分にお気をつけください。

(3) 宿泊者との宿泊料金の精算

- 宿泊料金割引後の金額を、お客様に請求して下さい。
- 決済方法(現金、クレジット決済等)については、宿泊施設の判断でかまいません。

(4) 県内市町の割引制度との併用について

- 県内市町が独自に県民や市(町)民向けに実施する宿泊料金の割引制度との併用は可能です。その場合、以下の順で適用してください。

① 第2弾キャンペーンを先に適用

② 第2弾キャンペーン適用後の宿泊代金の残額(お客様負担)に、市町の割引制度を適用

【適用例】

1泊9,000円の宿泊プランを利用する場合(※●●市の割引制度が宿泊料金の1/2の場合)

① 第2弾キャンペーン助成額 $9,000円 \times 1/2 = 4,500円$

② 差額の4,500円に対して、●●市の割引制度を利用

●●市宿泊助成額 $4,500円(差額) \times 1/2 = 2,250円$

③ お客様負担額: 2,250円、地域限定クーポン: 2,000円

※各市町が実施する宿泊割引制度については、市町で異なります。現地払いのみ割引適用などの条件がありますので、各宿泊施設でご確認ください。

(5) 個人が保有するOTAポイント等の各種ポイントやマイル、企業の福利厚生制度等の割引補助との併用について

- **併用可能**です。その場合、以下の順で適用してください。

① 第2弾キャンペーン助成を先に適用

② 第2弾キャンペーン適用後の宿泊代金の残額(お客様負担)から、ポイント・割引補助を適用

【適用例】

1泊6,000円の宿泊代金のうち、2,000円分をOTAポイントで支払う場合

① 第2弾キャンペーン助成額 $6,000円 \times 1/2 = 3,000円$

② 差額の3,000円からポイント2,000円を充当

③ お客様負担額: 1,000円、地域限定クーポン: 2,000円

(6) OTAが配布するクーポン、宿泊施設が自ら振り出す「宿クーポン」との併用について

- **併用可能**です。その場合、以下の順で適用してください。

① OTAクーポン・宿クーポンを先に適用 **※他の割引併用と取扱い異なるので注意**

※グループで宿泊する場合

定額クーポン: 全員に適用するか特定人にも適用するかは、宿泊者の判断で可。

定率クーポン: グループ全体の宿泊代金に適用される場合は、宿泊者全員に適用(特定人からのみ割引は不可)

② クーポン適用後の宿泊代金の残額(お客様負担)が4,000円(税込)以上となる場合に、第2弾キャンペーンを適用

【適用例①】

1人1泊9,000円の宿泊代金に、500円割引のクーポンを利用する場合

① クーポン割引後額 $9,000円 - 500円 = 8,500円$

② 第2弾キャンペーン助成額 $8,500円 \times 1/2 = 4,250円$

③ お客様負担額: 4,250円、地域限定クーポン: 2,000円

【適用例②】

1泊4, 200円の宿泊代金に、500円割引のOTAクーポンを利用する場合

- ①クーポン割引後額 4, 200円 - 500円 = 3, 700円
- ②県キャンペーン助成額 4, 000円未満のため、助成対象外
- ③お客様負担額：3, 700円（助成なし、地域クーポン付与なし）

【適用例③】

大人1泊6, 000円、子供1泊4, 000円の宿泊代金を大人1名、子供1名で利用する場合に、500円割引のOTAクーポンを利用するが、宿泊者が大人のみにクーポン利用を希望する場合

- ①クーポン割引後額 大人6, 000円 - 500円 = 5, 500円
- ②県キャンペーン助成額 大人5, 500円×1/2=2, 750円
子供4, 000円×1/2=2, 000円
- ③お客様負担額：4, 750円、地域限定クーポン：4, 000円（2名分）

※定額クーポンの利用は、宿泊客の希望どおりの取扱いとして可。

※例の場合、グループ全員にクーポン割引額を均等に適用することを宿泊者が希望する場合は、子供はキャンペーン対象外。

【適用例④】

大人1泊6, 000円、子供1泊4, 000円の宿泊施設を大人1名、子供1名で利用する場合に、宿泊代金20%割引のOTAクーポンを利用する場合

- ①クーポン割引後額 大人6, 000円×0. 8 = 4, 800円
子供4, 000円×0. 8 = 3, 200円
- ②県キャンペーン助成額 大人4, 800円×1/2=2, 400円
子供3, 200円のため、助成対象外（4, 000円以下）

- ③お客様負担額：5, 600円、地域限定クーポン：2, 000円（大人1名のみ）

※グループの宿泊代金に適用する定率割引クーポンの場合は、宿泊者全員に割引が適用されることから、全員に適用のうえ、適用後の代金によりキャンペーン適用を判断。

（この場合、特定人の代金からグループ全体の割引額を除算することは不可）

※例の場合、グループ全体の宿泊代金にクーポンが適用されるため、グループ構成員全員にクーポン割引を適用し、クーポン割引額後額を算出すること。

（7）利用制限

- キャンペーンをご利用いただけるのは、対象県民（長崎県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）に限ります。
- 宿泊グループ内に対象県以外の県民が含まれる場合でも適用可能ですが、キャンペーンの助成対象は対象県民のみとします。
- **ワクチン接種証明（3回）又はPCR検査陰性証明等の提示がチェックイン時にできない場合、割引対象外となります。※長崎県民であっても、3回接種証明が必要**
- 1人1泊あたりの宿泊代金が4, 000円（税込）以上のご利用に限ります。
したがって、宿泊料金が4, 000円（税込）未満の方、宿泊代金が発生しない乳幼児等は対象外となります。
- 食事やエステなどのサービスをつけて4, 000円以上（税込）となる定額の宿泊プランを作ることは可能ですが、換金性の高い金券等（クオカード、商品券、食事

券、旅行期間終了後にも使用できる観光施設入場券・利用券等)の付与は不可です。
なお、景品表示法ほか法令等を遵守したものとしてください。

- **定額商品に含まれない、オプション代金(料理追加代金、アトラクション)、滞在中のレストラン、エステ、冷蔵庫、売店等の利用代金は、割引対象外です。**
- 宿泊施設での休憩や食事など、日帰り利用は現地割引の割引対象外になります。
- オンライン予約等で事前に決済した場合は、割引対象外となります。
- **役員や従業員が自社の施設に宿泊する場合は、割引対象外となります。**

4. 地域限定クーポンの配付について

(1) 配付対象

令和4年5月9日(月)宿泊～令和4年7月14日(木)宿泊分までの宿泊者で、第2弾キャンペーンを利用する宿泊者が対象となります。

※チェックイン時に宿泊施設において、キャンペーンの助成対象となる宿泊日数分のクーポンを配付してください。**(同一施設での付与上限:毎月3泊分(6,000円)まで)**

また、配付の際は、クーポンに使用期限(チェックアウト日)を記入してください。

※現地割引を適用する宿泊は、従来どおり、宿泊代金4,000円以上／人の宿泊が助成対象です。

(2) 地域限定クーポンの内容

1泊につき、2,000円の地域限定クーポンを配付します。使用できる期間は、チェックイン日からチェックアウト当日までとなります。

※キャンペーン開始(5/9)前にチェックインした場合は、5/9宿泊分から付与可能です。その場合、5/9からチェックアウト当日までの使用期限としてください。

※使用期限は7/15までとなります。7/14を含む宿泊の場合で、チェックアウト日が7/15以降となる場合であっても、使用期限は7/15としてください。

(3) 地域限定クーポンの宿泊施設への送付

地域限定クーポン事務局から、各宿泊施設へ送付されます。取扱い等について、別途、地域限定クーポン事務局から案内がありますので、そちらに従ってください。

(4) 地域限定クーポン事務局

※キャンペーン事務局とは別に設置しているため、地域限定クーポンに関する問い合わせは、下記コールセンターにお願いします。

コールセンター：0570-001357

営業時間：平日9:30～17:30 ※土日祝休業

5. 請求手続きについて

(1) 精算方法

精算方法は、下記スキーム図のとおりとなります。



(2) 請求方法

○請求書受付期間 **4月1日(金)～7月25日(月) 厳守**

※請求漏れがあった場合、事業終了後はお支払いできませんので、ご注意ください。

○支払予定 原則、2週間ごとに支払い

※できるかぎり早めの支払いに努めますが、提出書類に不備がある場合等、振込手続きが遅れることもあります。

○以下の書類をセットにして、事務局に請求して下さい。

※「③割引申請書」、「④宿泊者が宿泊したことを証する書類」、「⑤宿泊者からの入金確認できるもの」は、宿泊者(グループ)ごとにセットして提出すること。

③、④、⑤の種類ごとの束にして提出しないでください。

【提出書類】

①請求書(様式第1号)

※原本のみ有効(コピー不可)

※請求書を修正液・修正テープ等で修正したものは受付できません。

②利用実績報告書(様式第2号) ※必ず宿泊施設において作成のこと

③宿泊料金割引申請書(様式2) ※原本

④宿泊者が宿泊したことを証する書類

例：宿泊証明書、宿泊確認書、宿泊台帳の写し等

(宿泊日、人数、代金、宿泊施設名等が記載されたもの)

⑤宿泊者からの入金を確認できるもの

例：領収書、請求書、仕訳帳、現金出納帳、総勘定元帳の写し等

※お金の流れが分かり、**割引前の元値が確認できるもの**。税込・税抜表記がなければ明記のこと。

※領収書については、**宿泊者宛てに発行した(渡した)領収書の控え写しのみ挙証資料として有効とします。(宿泊者にお渡しせず、請求書添付用のためだけに発行したものは不可)**。また、会社(団体)宛てに発行のものも不可とします。
領収書で、割引前の元値が確認できないものについては、請求書、総勘定元帳などを併せて添付してください。

※宿泊者宛ての請求書・領収書をシステム等で発行する場合において、表記すべき内容の修正・変更ができない場合(例：キャンペーン割引金額の表記が「前受金」「預かり金」「クーポン」等の表記になっている等)の場合は、手書きで「心呼吸割引分」と補記が必要です。該当する場合は、事前に事務局へ連絡、相談をお願いします。

【領収書記載例】※下記①～④を記載

①宿泊日、②宿泊人数、③宿泊代金(総額)、④割引額(総額)

領収書	
長崎 龍馬 様	発行日：令和4年4月1日
金40,000円－(税込)	
但し、4/1～3宿泊代として	
(内訳)①宿泊日：4/1-3(2泊3日)、②宿泊人数：2名、③宿泊代金：60,000円(税込)、 ④心呼吸の旅キャンペーン割引：20,000円	

⑥宿泊プランを造成している場合は、プラン内容がわかるチラシ、HP写し等

※①、③は原本の提出が必要

※④及び⑤を同一書類で確認できる場合は、一つの書類で可能(領収書、請求書等)
ただし、割引した人数分(グループであれば全員分)の書類の確認を行う。

※④及び⑤の添付は必須です。添付されていない場合、助成対象外とします。

○請求書提出スケジュール

支払いを円滑に行うため、下記スケジュールにより実績をとりまとめのうえ、請求書、資料を作成し、提出期限内に事務局へ郵送してください。

	宿泊期間	提出期限
第14期	3月14日(月)～3月31日(木)	4月10日(日)
第15期	4月1日(金)～4月15日(金)	4月25日(月)
第16期	4月16日(土)～4月28日(木)	5月13日(金)
第17期	5月9日(月)～5月20日(金)	5月30日(月)
第18期	5月21日(土)～5月31日(火)	6月10日(金)
第19期	6月1日(水)～6月15日(水)	6月25日(土)

第20期	6月16日(木)～6月30日(木)	7月11日(月)
第21期	7月1日(金)～7月14日(木)	7月25日(月)

- 記載方法については、様式集（記入例）を参考にしてください。
- 可能な限り、配達記録が残る形（書留、宅配便等）で送付してください。配達中、書類の紛失等が発生しても、県及び県観光連盟、事務局はその責任を負いません。
- 請求書送付にかかる費用は、宿泊施設様のご負担になります。

(3) 請求書等の送付先

第2弾ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン事務局
〒850-0033 長崎市万才町3-13第1森谷ビル6階
TEL：095-818-3353（宿泊事業者専用ダイヤル）
FAX：095-821-9280
開設期間：令和3年4月15日（火）～令和4年9月2日（金）
営業時間：平日9：30～17：30 ※土日祝休業

6. 利用実績・予約状況の報告について

(1) 定期報告

- キャンペーン執行状況を確認し、予約可能枠の追加配分等を行うため、利用実績（延べ利用者数、助成額）及び予約状況等の経過報告（県民、県外別）を、下記のスケジュールにより事務局へ報告願います。
- 報告方法は、原則 Google フォームとし、利用ができない場合は、FAX（095-821-9280）とします。
- 報告がない場合は、助成対象とならないことがあります**ので、予約・実績ゼロの場合でも、必ず報告をお願いします。
- 短期間での報告となりますので、報告期限に遅れないよう日々集計を行うなどの対応をお願いします。
- 報告スケジュール

	報告対象期間	事務局への報告期限	報告内容 ※利用実績：延べ利用者数・助成額
第14期	3/14(月)～3/31(木)	4/5(火)	・第14期利用実績及びこれまでの利用実績(R3.4開始時～) ・第15期、第16期予約数
第15期	4/1(金)～4/15(金)	4/20(水)	・第15期利用実績及びこれまでの利用実績(R3.4開始時～) ・第16期予約数
第16期	4/16(土)～4/28(木)	5/10(火)	・第16期利用実績及びこれまでの利用実績(R3.4開始時～)
第17期	5/9(月)～5/20(金)	5/25(水)	・第17期利用実績及びこれまでの利用実績(R3.4開始時～) ・第18～20期予約数
第18期	5/21(土)～5/31(火)	6/3(金)	・第18期利用実績及びこれまでの利用実績(R3.4開始時～) ・第19～20期予約数

第 19 期	6/1(水)～6/15(水)	6/20(月)	・ 第 19 期利用実績及びこれまでの利用実績 (R3.4 開始時～) ・ 第 20 期予約数
第 20 期	6/16(木)～6/30(木)	7/5(火)	・ 第 20 期利用実績及びこれまでの利用実績 (R3.4 開始時～) ・ 第 21 期予約数
第 21 期	7/1(金)～7/14(木)	7/19(火)	・ 第 21 期利用実績及びこれまでの利用実績 (R3.4 開始時～)

7. よくある質問(FAQ)

1. 変更手続き関係

問 1-1 申請登録後に、宿泊施設の名称や代表者の変更があった場合の手続きは。

答 各種変更届及び利用施設解除届（様式第 3 号）を提出してください。

2. 現地割引の適用について

問 2-1 割開始前にすでに予約済みのものも、割引対象として扱ってよいか。

答 対象県民であれば、対象としてかまいませんが、**予約開始日（6/21）以降**にお客様よりキャンペーンを利用する旨のお申し出が必要です。

問 2-2 割引が実際に適用されるのは、予約順かそれとも宿泊順か。

答 予約順になります。

当面の間、各施設の助成枠上限は設定しませんが、予算を超える見込みとなった時点で、助成上限枠を設定しますので、必ず予約数(人泊)の管理を行ってください。

問 2-3 本人確認書類は、精算時のためにコピーを用意する必要があるか。

答 コピーの必要はありません。目視による確認だけで結構です。

ただし、**現地割引を利用する宿泊者全員が対象県民であることを確認いただく必要**があります。

不正については、登録施設の取り消し、現地調査、返還請求等、厳正に対応します。各施設においては、キャンペーン内容をご理解のうえ、厳格な確認をお願いします。

問 2-4 現地割引適用者について、オンライン予約で事前決済した宿泊者に対して、チェックイン時にキャッシュバックを行った場合、現地割引代金として、請求してよいか。

答 現地割引の対象は、宿泊料金を宿泊施設（現地）で支払う場合のみが対象となります。キャッシュバックについては、助成できません。

問 2-5 宿泊日当日に公的証明書の持参を忘れ、割引を受けることができなかったお客様や割引を受け忘れたお客様の対応はどのようにすればよいか。

答 チェックイン時の申請書提出と本人確認が要件であり、対象外となります。

問 2-6 宿泊日当日にワクチン接種証明（3回）又はPCR検査陰性証明等の持参を忘れたお客様の対応はどのようにすればよいか。

答 チェックイン時の提示が要件であり、助成対象外となります。証明は、原本以外に、画像（写真データ）、電子データでも可能とします。

問 2-7 3回目のワクチン接種証明は、14日以上経過など要件があるのか？

答 ありません。3回目の接種証明については、接種日以降、有効な証明となります。

問 2-8 子どももワクチン接種証明又は陰性証明の提示が必要か。

答 ○12歳未満については、親等の監護者が同伴する場合、監護者がワクチン接種証明（3回）又は陰性証明の提示ができれば、提示不要です。
○学生等であっても12歳以上の方、12歳未満であっても監護者の同伴がない場合または監護者がワクチン接種証明等を提示できない場合については、本人のワクチン接種証明又は陰性証明の提示がないとキャンペーンを利用できません。

問 2-9 接種証明について、長崎県民でも3回接種が条件となるか。

答 5月9日以降のキャンペーン利用においては、感染拡大を防ぐため、全対象県民3回のワクチン接種歴を利用条件としています。

問 2-10 消費税や入湯税まで含んだ宿泊代金が助成対象となるのか。

答 対象になります。

問 2-11 宿泊した施設に付随する体験メニューやエステなどにも充てられるのか。

答 最初から「宿泊プラン」に組み込まれていれば、充てることができます。
組み込まれていない場合（予約時に追加したオプション、チェックイン後の現地利用等）は、助成対象外となります。

問 2-12 宿泊料金が 4,000 円（税込）に達せず、施設内にレストランなどが無いため、食事をつけたプランを作ることができない。周辺の飲食店の商品とセットにしたプランは割引の対象となるのか。

答 可能ですが、セットとなるものとして、金券など換金性のあるものを組み込むことは不可とします。

【換金性があると考えられるもの】

- ・ 飲食店で利用できる「500 円分の食事券」等の食事券（金券）、クオカード、商品券、観光施設や映画館の入場券・利用券（有効期限が旅行期間内に設定されておらず、旅行期間終了後に利用できるもの）等

問 2-13 宿泊料金が 4,000 円（税込）に達せず、施設内にレストランなどが無いため、冷蔵庫やルームサービスの利用料金と宿泊代金を合わせて本キャンペーンの対象となる金額 4,000 円（税込）に達した場合は、現地割引の対象となるか。また、達した場合はキャンペーン対象とするプランは現地割引の対象となるか。

答 両方とも、対象となりません。

本事例のように、最初から宿泊プランに組み込まれていない、部屋や食事のグレードアップ等の追加料金、アトラクション利用料、館内のエステ、マッサージの利用料金、ルームサービス料金、冷蔵庫利用料金、売店での買物代金等料金については、本事業の助成対象外です。また、宿泊プランとは、あらかじめ、宿泊に食事やアクティビティ等を組み込み、定額で販売する商品とします。

問 2-14 施設 1 棟が 1 泊あたり 7,800 円（税込／人数による料金の変動なし）で、2 人宿泊する場合において、1 人あたりの料金が 4,000 円（税込）を下回るので、現地割引は適用されないのか。1 人分として適用することはできないのか。

答 現地割引では、1 人分として適用することは、できません。

適用か否かは、1 人 1 泊あたりの宿泊単価の金額がベースとなります。

この場合（2 人宿泊）、1 人あたりの宿泊単価は 3,900 円（税込）となり、4,000 円（税込）を下回るため、2 人ともに適用外となり、現地割引、地域限定クーポンどちらも対象外となります。1 室貸しの場合も同様の取扱いです。

問 2-15 家族 4 名（親 2 名、長男、長女）で、大人 1 名 1 泊 6,000 円、こども（長男）1 名 1 泊 3,000 円、乳幼児（長女）無料の宿泊プランで 3 泊した場合は、宿泊者全員を現地割引対象としてよいか。

答 現地割引を適用できるか否かは、1 人 1 泊あたりの宿泊単価の金額で判断します。この場合、対象となるのは、親 2 名のみであり、下記の割引額となります。

なお、地域限定クーポンについても、親 2 名のみが配付対象となりますので、ご注意ください。

○割引額 $6,000 \text{ 円} \times 1/2 = 3,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 名} \times 3 \text{ 泊} = 18,000 \text{ 円}$

地域限定クーポン $2,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 名} \times 3 \text{ 泊} = 12,000 \text{ 円}$

問 2-16 現地割引のキャンペーン利用回数、利用日数、連泊の上限はあるか。

答 本事業は国費を活用して行う事業であり、特定の利用者に過度な受益が生じること
は好ましくないこと、多くの県民の方に利用いただきたいことから、現地割引を同
一施設で利用する場合は、1ヶ月間に3泊までを上限とします。(毎月1日にリセッ
ト) なお、キャンペーン利用回数には上限はありませんので、施設毎に毎月3泊以
内、期間中は何度でも利用いただけます。

【例1】同一施設において、1ヶ月間における利用例

- ・ 1泊2日の宿泊であれば3回まで
- ・ 1泊2日と2泊3日の宿泊であれば、各1回まで
- ・ 3泊4日であれば1回

問 2-17 9連泊しているお客様から、現地割引を適用するため、3泊ずつ3枚の割引
申請書が提出されたため、受理し、割引後の宿泊料金で精算しました。受け取った宿
泊料金は、割引後の料金であり、宿泊施設が不正に受領したものではありませんので、事務
局へ請求すれば、助成対象となるか。

答 現地割引では、同一施設での利用は1ヶ月3泊までが上限となります。本事例の場
合、3泊までが助成対象となり、6泊分は対象外となります。宿泊施設が不正に受
領していない場合でも、6泊分は対象外となり、減額して助成金を交付しますので
ご注意ください。

なお、事務局では、上限を超えた利用となっていないか、請求書受付時に宿泊者
名を照合し、随時、精査します。施設におかれては、宿泊者のキャンペーン利用状
況を把握いただくともに、割引申請書が提出された場合は、必ず対象となるか精査
をお願いします。

問 2-18 対象県内在住の方2名と、対象県外在住の方1名の合計3名のグループの宿
泊予約について、対象県内在住者2名にキャンペーンを適用してよいか。

答 対象県外在住者にはキャンペーンを適用できませんので、この場合、対象県内在
住者2名についてのみ現地割引を適用し、地域限定クーポンを付与します。

問 2-19 地域限定クーポンは、キャンペーンを利用しない宿泊者、若しくは対象外と
なる宿泊者へ配付可能か。

答 地域限定クーポンの配布対象は、キャンペーンを利用する宿泊者となります。
キャンペーン対象とならない宿泊者、キャンペーンを利用しない宿泊者へは、配布
できません。

問 2-20 現地割引において、OTA予約時又は精算時に、お客様保有のポイント（OTAポイント、マイル等）やOTAの割引クーポン・宿泊施設が振り出す「宿クーポン」（定額又は定率）を利用した場合、現地割引は適用できるか。

答 ポイントは後引き、クーポン（OTA・宿泊施設振り出し）は先引きとなります。

■お客様が保有しているポイントの利用

現地割引との併用は可能です。以下の順で適用してください。

①第2弾キャンペーン助成を先に適用

②第2弾キャンペーン適用後の宿泊代金残額（お客様負担）に、ポイントを充当

【例】1泊6,000円の宿泊代金のうち、2,000円分をOTAポイントで支払う場合

①県キャンペーン助成後 $6,000円 \times 1/2 = 3,000円$

②ポイント利用 $3,000円 - 2,000円 = 1,000円$ （お客様負担）

地域限定クーポン $2,000円 \times 1泊 \times 1名 = 2,000円$

■割引クーポンの利用

現地割引との併用は可能です。以下の順で適用してください。

①クーポンを先に適用

②クーポン適用後の宿泊代金の残額（お客様負担）が4,000円（税込）以上となる場合に、第2弾キャンペーンを適用

【例】大人1名1泊10,000円のプランに、OTA1,000円割引クーポンを利用した場合

①クーポン適用 $10,000円 - 1,000円 = 9,000円$

②県キャンペーン助成額 $9,000円 \times 1/2 \times 1泊 \times 1名 = 4,500円$

地域限定クーポン $2,000円 \times 1泊 \times 1名 = 2,000円$

問 2-21 グループで宿泊において、お客様がOTAポイントを利用した場合は、現地割引では、どのように取り扱えばよいか。

答 先に、現地割引を適用し、現地割引後の金額からポイント分を差し引いて請求してください。（割引適用後にポイントを差し引くため、均等割りするか否かはお客様の判断で可）

【例】大人1名1泊6,000円プランを4名で予約し、6,000円のポイントを利用した場合

○県キャンペーン助成後 $6,000円 \times 1/2 \times 4名 \times 1泊 = 12,000円$

○ポイント適用 $12,000円 - 6,000円 = 6,000円$ （お客様負担）

地域限定クーポン $2,000円 \times 4名 \times 1泊 = 8,000円$

問 2-22 グループでの宿泊において、お客様がOTAクーポンを利用する場合は、現地割引では、どのように取り扱えばよいか。

答 先に、OTAクーポンを適用し、適用後の料金に現地割引を適用してください。その場合、下記の取扱いに注意してください。

■定額クーポン利用：グループ全員に適用するか特定人にも適用するか（連泊の場合はいつの宿泊に適用するか）は、宿泊者の判断で可。

（例：大人のみに適用、2日目の宿泊代金に適用等）

- 定率クーポン利用：グループ全体の宿泊代金に適用されるクーポンは、宿泊者全員に適用し、適用後の料金でキャンペーン対象となるか否かを判断。(特定人の宿泊代金から除算することは不可)
※特定人にのみ適用するクーポンの場合は、グループ内の誰に適用するかは宿泊者の判断で可。

【例】大人1名1泊5,000円プランを4名で予約し、5,000円のクーポンを利用した場合

○クーポン適用※宿泊者の希望 1名2,000円分、3名1,000円分ずつ

1名：5,000円－2,000円＝3,000円（キャンペーン対象外）

3名：5,000円－1,000円＝4,000円（キャンペーン対象）

○県キャンペーン助成 4,000円×1/2×3名×1泊＝6,000円

○お客様負担 3,000円（対象外1名分）＋2,000円×3名＝9,000円

地域限定クーポン 2,000円×3名×1泊＝6,000円

【例】大人1名1泊6,000円、子供1名1泊4,000円のプランを大人1名、子供1名で予約し、グループ全員1泊20%オフのクーポンを利用した場合

○OTAクーポン適用

大人1名：6,000円×20%オフ＝4,800円（キャンペーン対象）

子供1名：4,000円×20%オフ＝3,200円（キャンペーン対象外）

○県キャンペーン助成 4,800円×1/2×大人1名×1泊＝2,400円

○お客様負担 2,400円（大人）＋3,200円（子供）＝5,600円

地域限定クーポン 2,000円×大人1名×1泊＝2,000円

問2-23 会社の互助会等の福利厚生宿泊補助利用するお客様については、現地割引との併用適用は可能か。その場合どのように適用するのか。

答 現地割引との併用は可能です。その場合、下記の順で適用してください。

①第2弾キャンペーン助成を先に適用

②第2弾キャンペーン適用後の宿泊代金残額（お客様負担）に、宿泊補助を適用

【例】大人1名1泊5,000円のプランに、互助会の宿泊補助1,500円を利用する場合

①県キャンペーン助成額後 5,000円×1/2×1泊×1名＝2,500円

②互助会宿泊補助適用 2,500円－1,500円×1泊×1名＝1,000円（お客様負担）

地域限定クーポン 2,000円×1泊×1名＝2,000円

問2-24 デイユースや昼・夜の会食（宴会やバーベキュー）のみの利用は対象となるか。

答 宿泊施設での休憩や食事など、日帰り利用はキャンペーンの対象外です。

ランチ、夜の会食等への適用も対象外となります。

日帰りや会食への適用が判明した場合は、不正な利用と判断し、本キャンペーンの登録施設の登録を抹消し、対象となる助成も含め、全て助成対象外となりますので、ご注意ください。

※旅行会社が販売する日帰り旅行商品に組み込まれている場合は、対象となります。

問 2-25 令和4年7月15日（金）以降の宿泊に、現地割引は適用できないのか。

答 適用できません。

期間外に直接割引を適用された場合、助成対象外となり、施設の負担となります。ご注意ください。

3. 精算について

問 3-1 利用実績報告書（様式第2号）について、宿泊者に記載させたものを提出していいか。

答 提出する書類については、請求を行う宿泊施設において責任をもって作成、調製のうえ、提出してください。宿泊者に記載・作成させることはできません。

問 3-2 領収書について、宿泊者本人宛てではなく、法人宛てとなっているものは、根拠資料となるか。

答 法人宛ての領収書では、宿泊者からの入金を証明する書類とならないので、根拠資料となりません。
領収書を添付する場合は、必ず、宿泊者本人宛てのものを添付してください。
また、精算時に本人に発行した領収書のみ、有効とします。（本人に渡していない領収証は挙証資料とすることはできません。）

問 3-3 精算に必要な書類が多すぎる。

答 実績の真正性を確認するため、根拠資料として提出をお願いするものです。
提出いただけない場合は、助成できない場合もあります。お手数ですが、全ての提出書類を調製のうえ、ご提出いただくようお願いします。

4. その他

問 4-1 マニュアルに記載されていないことについて、事務局に確認するまでもないと思うので、自己判断で現地割引を適用し、請求していいか。

答 マニュアルに記載のないことについて、自己判断で現地割引を適用した場合において、事務局での精査の結果、助成対象外となる場合がありますので、マニュアルに記載がない案件、疑義がある点については、必ず、事務局にご相談ください。

※お客様向けQ & Aも添付しています。必ず、ご一読ください。

8. 様式集

- 各種様式は、別添資料を確認ください。
- 請求書（様式第1号）と利用実績報告書（様式第2号）の利用者数は、必ず一致させてください。一致しない場合は、再送をお願いします。
- 各種様式は、下記 URL または QR コードをご参照ください。
（長崎旅ネットへ移動します）
- ◆第2弾ながさき“心呼吸”の旅キャンペーン 宿泊事業者向け申請関係ページ
<https://www.nagasaki-tabinet.com/houjin/report/furusato-shinkokyu-cpn>



◆別添資料

1. 様式第1号 請求書
2. 様式第2号 利用実績報告書
3. 様式第3号 各種変更届及び利用施設解除届
4. 様式集（記入例）
5. 様式2 宿泊料金割引申請書
6. お客様向けQ & A

9. 事務局連絡先

第2弾ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン事務局

開設期間：令和3年4月15日（火）～令和4年9月2日（金）

住 所：〒850-0033 長崎市万才町3-13第1森谷ビル6階

TEL : 095-818-3353（宿泊事業者専用ダイヤル）

095-818-3355（一般利用者専用ダイヤル）

FAX : 095-821-9280

営業時間：平日9:30～17:30 ※土日祝休業